

第2節 制度の国際調和

1. 特許制度の調和に向けた動き

グローバル化が進む中で、一つの発明を複数国で効率的に特許取得できるようにするため、特許取得の予見性を高め、手続コストを低減する観点から、制度調和が必要となる。また、急増するグローバル出願とこれに伴う各国への重複出願の増加に対応するため、ワークシェアリングの推進に必要な各国の実体的特許法の制度調和を早期に実現することがこの15年間の課題となってきた。

(1) 特許協力条約の発展

ある発明に対して特許権を付与するか否かの判断は、各国がそれぞれの特許法に基づいて行う。したがって、特定の国で特許を取得するためには、その国に対して直接、特許出願を行うことが原則である。しかし、近年は、経済と技術のボーダレス化を背景として、以前にも増して多くの国で製品を販売したい、模倣品から自社製品を保護したい、などの理由から特許を取りたい国の数が増加する傾向にある。同時に、特許を取りたいすべての国に対して個々に特許出願を行うことは極めて煩雑である。また、先願主義のもと、発明は、一日も早く出願することが重要である。しかし、出願日を早く確保しようとしても、すべての国に対して同日に、それぞれ異なった言語を用いて異なった出願願書を提出することは、ほぼ不可能といえる。

特許協力条約（PCT）に基づく国際出願は、このような煩雑さ、非効率さを改善するために設けられた国際的な特許出願制度である。PCT国際出願では、国際的に統一された出願願書をPCT加盟国である自国の特許庁に対して1通だけ提出すれば、その国際出願はすべてのPCT加盟国に対して「国内出願」を出願したことと同じ扱いを得ることができる。つまり、その国際出願に与えられた出願日（国際出願日）は、すべてのPCT加盟国における「国内出願」の出願日となる。また、PCTは、出願の手続を簡素化するだけでなく、PCT国際出願に独自の制度も用意されている。例えば、PCT国際出願をすると、出願した発明に類似する発明が過去に出願された（あるいは、公知となった）ことがあるかの調査（国際調査）が、すべてのPCT国際出願に対して行われる。その際には、その発明が進歩性、新規性など特許取得に必要な要件を備えているか否かについて審査官の見解も示される。それらの結果は、出願人に提供されるので、出願人は、自分の発明の評価をするための有効な材料として利用することができる。さらに、出願人が希望すれば、特許取得のための要件について予備的な審査（国際予備審査）を受けることもできる。

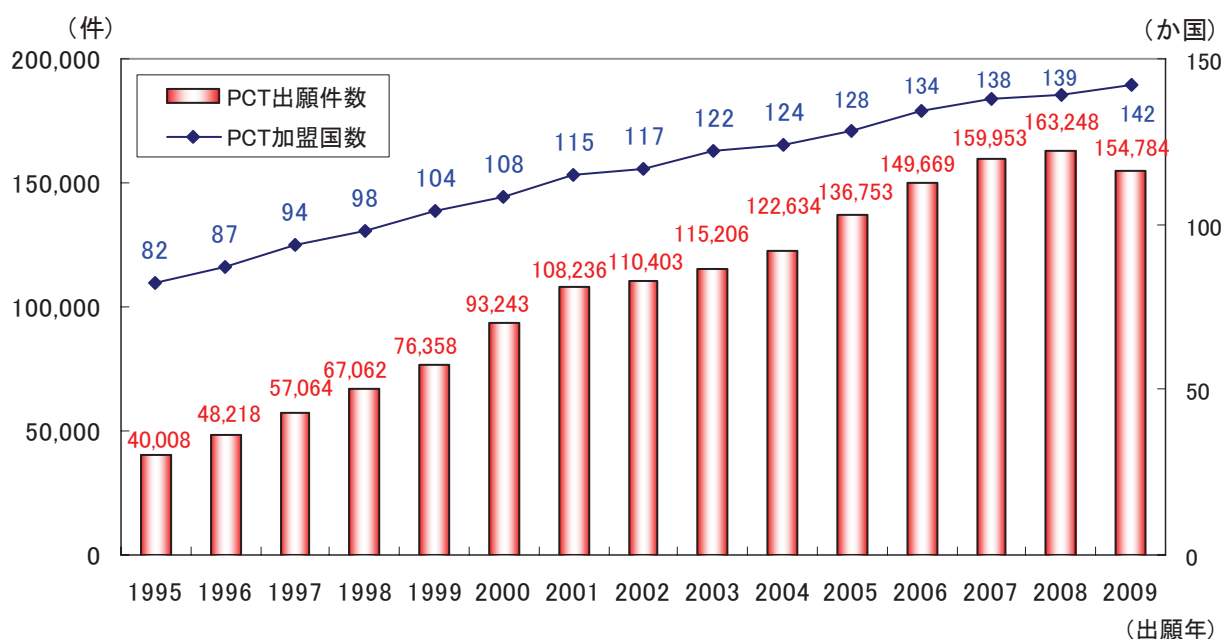
これらの制度を利用することで、特許取得の可能性を精査し、厳選した国においてのみ手続に係属させ、コストの適正化が可能となる。PCT国際出願は、あくまで国際的な「出願」手続であるため、PCT国際出願の発明が、特許を取得したい国のそれぞれで特許として認められるかどうかは、最終的には各国特許庁の実体的な特許審査（実体審査）にゆだねられている。そこで、PCT国際出願の最後の手続は、PCT国際出願を各国の国内手続に係属させるための手続となる。PCT国際出願が国内手続に係属された後は、PCT国際出願もそれぞれ

の国の国内法令に従って処理される。以上が、PCT国際出願制度の概要である。

PCTは、1978年1月24日（条約の第二章は1978年3月29日）に発効し、我が国についても1978年10月1日から効力を生じている。1978年に発効したPCTは、その後、着実な加盟国の増加により、外国に対する出願制度としての利用価値が年々高まっている。特に、1990年を境として、PCTへの加盟が盛んになった。これは、この頃を機に経済と技術のボーダレス化が本格化し、それによって外国での特許取得の必要性が拡大したことが背景にある。同じ頃から、PCT国際出願の件数も急増している。

世界全体で出願された PCT 国際出願は、2004 年に累積 100 万件に達した（制度開始以来 26 年経過後）。その半分の 50 万件に達するのに条約発効後 22 年を要した一方、残りの 50 万件は、その後わずか 4 年で達成している。この統計を見るだけでも、近年の PCT 国際出願の利用拡大がよく分かる。最近では、アジア諸国の PCT への加盟と、それらの国からの出願が増加傾向にある。2009 年における PCT 国際出願件数は、2008 年秋以降の景気後退による影響を受け、制度創設後、初の減少に転じたものの、東アジア諸国（特に中国）からの PCT 国際出願は堅調に伸びており、今後も増加が見込まれている。

【PCT 加盟国数と PCT 国際出願件数の推移】



（備考）加盟国数は各年末時点でのもの。

（資料）WIPO Industrial Property Statistics, Statistics on the PCT System, Trends in PCT filings (Yearly) , March 2010 より

①PCT リフォーム

特許の国際出願制度であるPCT制度は、発効から20年を超える頃から出願件数が着実に伸び（発効から18年目になる1995年から、日本が受理したPCT国際出願が前年比約120%を安定的に維持する約10年の最盛期が始まった）、世界規模の特許取得のための手段として確たる地位を得た。一方で、産業財産権をめぐる環境変化に対応しようとするユーザーニーズの高まりと、国際出願件数の増加に伴う官庁側の負担も顕著になっていた。さらに、それまで約20年にわたり繰り返された規則改正を経てPCT制度は、条約手続という観点から見ても手続の複雑さが目立ち、また、国際出願と国内出願との親和性を高めるためにも、特許法条約（PLT）（2000年6月に採択）が掲げるユーザーフレンドリーの思想をPCT制度に取り込もうとする議論も盛んに行われた。こうして、2000年に近くなる頃から、PCT制度は、出願人及び官庁の双方から改善の要望が高まった。

このような背景を受け、2000年9月に開催されたPCT同盟総会では、PCT制度の非効率性等の改善を目指して提出された米国提案を軸に、発効後20有余年を経た制度の大胆な見直しを、どのような検討体制とスケジュールで進めていくかの議論が行われた。2000年のPCT同盟総会決定を踏まえ、2001年5月には第1回PCTリフォーム委員会が開催され、その後、約6年にわたるPCTリフォームが正式に開始された。

PCTリフォームの結果、制度の簡素化・手続の合理化、出願人のコスト削減、特許庁の審査負担（ワークロード）削減、業務の重複排除等を軸とする視点から多くの制度改正が実現した。PCTリフォームの活動を通じて改正された制度、手続は、PCT制度の骨格を大きく変更するものであり、今日のより深いPCT制度の検討につながる土台を提供した。

現在、PCTリフォームという制度全体の造りかえの議論は終結し、より深い改革へと焦点は進展している。今後、PCTをより良く変えてゆく具体的な方向としては、PCTリフォームで達成された規則改正に係る実務的な運用調整、電子的な手続の推進、さらには手続条約の枠を更に拡大し実体審査にも利益をもたらす制度の模索などが挙げられている。

PCTリフォームの下、達成された主な制度、手続の改正は次のとおりである。

a. みなし全指定手続の導入（2004年1月）

PCT国際出願は、その出願時に有効なPCT加盟国のいずれの国においても権利取得を目指した国内移行を行うことができるよう改正した（国際出願時のすべての指定国を指定したものとみなす）。それ以前の手続であった「指定国を指定する」手続を撤廃することで出願人が誤って重要な指定国を指定し損ねる等の誤りの機会が排除された。

b. 国内移行期限を一律30か月に変更（2002年4月）

PCT制度の発効当初から規定されていた20か月の国内移行期限（国際予備審査を請求しない場合の指定国段階への移行期限）を撤廃し、PCT国際出願の国内移行期限を一律30か月とした。これは、国際調査見解書の導入とあいまって、出願人の利便性向上と官庁の業務負担軽減に大いに貢献する結果となった。

c. 国際調査見解書の導入（2004年1月）

PCTリフォームの大きな成果の一つは、国際調査見解書の導入である。国際調査は先行技術調査、国際予備審査は特許性の予備的な判断という条約発効当初の造りを見直し、国際調査の機能に国際調査見解書という特許性判断の要素を追加することで、より効率的な制度を目指した。出願人は、これまでのように国際予備審査のための手数料を支払うことなく、発明の特許性に係る見解を得る仕組みがPCT制度に導入された。

d. 国内移行期限の徒過に対する救済手続の導入（2003年1月）

PLTとの親和性を確保するために導入された救済措置の一つである。やむを得ない何らかの事情によって国内移行期限を遵守できなかった場合、この救済手続を適用している指定国官庁は、その事情を判断して国際出願の権利を回復することができる規定を導入した。

e. 欠落補充手続の導入（2007年4月）

上記同様、PLTに準じて、欠落補充の手続がPCT制度にも導入された。この導入により、一定条件が整えば、PCT国際出願を出願した後であっても出願時に欠落していた明細書等を提出することができる。

f. 優先権の回復（2007年4月）

さらに、PLTに準じて、優先権の回復がPCT制度にも導入された。本手続の導入に際しては、優先日から12か月を超えた後のPCT国際出願が出願されたとしても、国際出願日が優先期間を徒過した後2か月であれば、優先権主張を直ちに無効としない「優先権主張の自動的な維持」という手続の新たな考え方もPCTリフォームで議論され、導入されるに至った。

g. 品質管理の考え方の導入（2004年1月）

国際調査機関、国際予備審査機関がその役割を担う最小限の要件の一つに、機関自らが品質管理の仕組みを持っていることが追加された。このように、PCT制度の成果物の品質向上、成果物の効率的な活用の方途については、PCTリフォームの終了後に引き継がれたPCT改革の議論につながる改正の一つとなった。

h. 補充国際調査の導入（2009年1月）

先行技術の言語の多様化に対応すべく、複数の国際調査機関が調査を行う仕組みを導入した。出願人が希望した場合、最初に調査を行った機関とは別の国際調査機関によって調査が実施される。

②PCT 改革

a. PCT リフォームから PCT 改革へ

特許の国際出願制度として 30 年以上の歴史を有する PCT は、出願件数の目覚ましい伸びが示すように、世界規模での特許取得のための手段として今後も大きく発展することが期

待されている。出願人及び官庁双方にとって、PCT 制度をより利用しやすいものとするため、更なる簡素化・効率化を目指して検討が進められている。

2001 年から開始された PCT リフォームにおいては、PCT 制度の非効率性等の改善を目指し、制度の簡素化・手続の合理化、出願人のコスト削減、特許庁の審査負担（ワークロード）削減、業務の重複排除等を達成した。しかしながら、国際調査等の質と効率の向上については、国内審査に比した調査の質の問題、国際段階と国内段階の重複作業の発生等、いまだ克服できていない諸課題が山積している。

このような課題認識を受け、2008 年 4 月の PCT 国際機関会合において、WIPO 国際事務局より、「国際調査等の価値の向上」と題する提案がなされた。条約を大幅に変更せず、現実的な手段によって、増大するグローバル出願への対処と PCT の効率化に向けた解を求める内容であった。本提案については、2008 年 5 月の PCT 作業部会において本格的な議論が開始され、PCT 改革が本格的に始動した。

PCT 出願を多数受理し、国際調査機関・予備審査機関でもある日本国特許庁は、PCT 改革を推進すべく、日米欧三極特許庁会合等の場で PCT 改革提案について詳細な議論を重ねてきた。WIPO 国際事務局提案の後、早くも 2008 年秋から 2009 年初頭にかけて、三極特許庁それぞれが具体的な提案を作成するに至った。

その後、三極特許庁の提案内容等も反映し、WIPO 国際事務局は「ロードマップ提案」を 2009 年 5 月の PCT 作業部会に提出し、日本国特許庁はこれを補完する形の提案を行った。

b. ロードマップ提案と日本提案

WIPO が提出した「ロードマップ提案」には、以下の項目が含まれている。

ア) 国内段階での繰り返しサーチの原則不実施

原則として、国際調査機関としてサーチを行った国際出願が自国の国内段階に移行した場合、国際段階と同じサーチを国内段階で繰り返して実施しない。

イ) 条約・規則の留保の削減

国際段階での作業が可能な限り国内段階に適用されるために、条約・規則の留保事項を削減させ、各国における国際出願の効果の相違を減少させる。

ウ) 第三者による情報提供制度

国際公開された特許出願を見て、これに対して異議のある第三者にも関与できる機会を与えるべく、情報提供を行う制度の導入を行う。

エ) 国際予備審査における未公開先願の追加サーチ

国際調査段階で不完全な未公開先願に関するサーチを、国際予備審査段階で追加してサーチすることにより、より完全なサーチ結果を基にした国際予備審査報告を提供する。

日本国特許庁の提案は以下のとおりである。

オ) 国際調査報告の国際公開後作成

国際調査報告の作成時期を国際公開後とし、これまで十分な調査ができなかった未公開先願の調査を完全に実施する提案である。上記第三者による情報提供制度と併せて導入することにより、国際段階の最初の通知である国際調査報告でより完全なサーチ結果を出願人に提示することが可能となる。

なお、早く国際調査報告を入手したい出願人のために、現行制度同様、国際調査報告を国際公開前に作成する選択肢も残している。

カ) 早期国内移行出願に関する国際段階と国内段階の並行処理

出願人が 30 か月より早期に国内移行を希望した出願について、国際段階と国内段階の処理を並行して行い、国際段階と国内段階の重複作業を低減する PCT の利用形態を推進する。

c. PCT 作業部会における検討

このロードマップ提案に対しては、2009 年 5 月の PCT 作業部会において発展途上国から懸念が示された。その論拠は「繰り返しサーチの自粛提案が、国際段階の特許性基準（新規性、進歩性、産業上利用性）の国内受入れを意味し、各国の特許性判断の柔軟性を狭める」という誤解に基づいたものであったが、議論は紛糾し、実質的な議論は 2010 年の PCT 作業部会に持ち越された。本来、PCT 改革は実務の専門家による技術的かつ実務的な議論であるにもかかわらず、2009 年 5 月の PCT 作業部会は政治的要素の大きい会合となった。

この作業部会の後、国際調査報告等の質と効率の向上は依然として重要な課題であることから、日米欧三極特許庁では、「三極でもできるところから議論を深め、改革の実現を目指す」との考えに基づき、引き続き具体的な議論を継続することとなった。また、2010 年 2 月の PCT 国際機関会合においても、第三者情報提供制度等の具体的な制度設計について議論がなされる等、PCT 改革は着実に進んでいる。

d. PCT 改革と PCT-PPH

三極間では、2010 年 1 月 29 日から PCT 出願の国際段階成果物を利用する特許審査ハイウェイ（PCT-PPH）プログラムを開始した¹。これにより、国際調査機関の行った調査結果の効果的利用や、国際段階と国内段階の重複作業の排除が促進されることが期待され、PCT 改革の目的である国際調査報告等の質と効率の向上を実現する具体的成果の一つとなっている。

¹ 第 2 章第 3 節 2. (1) 参照。

(2) 手続の調和に向けた動き

①特許法条約（PLT）

PLT は、国ごとに異なる国内出願手続を統一化、簡素化することにより、出願人の負担を軽減することを目的とし、さらに、手続上のミスによる特許権の失効を回復する等の救済を規定した条約である。

PLT は、ユーザーフレンドリーの基本精神に基づき、主要項目として、出願日の認定要件の緩和、出願手続等の簡素化及び容易化、手続期間に間に合わなかった場合の救済、代理義務の緩和、紙出願の許容と電子出願への移行等を規定している。

a. 経緯

1985 年、国ごとに相違している特許制度を国際的に調和させる条約の検討が始まったが、1991 年 6 月に開催された条約採択のための外交会議では、特許制度の実体的要件に関して折り合いがつかず、採択に至らなかった。

1995 年に、実体的要件を除く手続面での調和についての議論を進めていくことが確認され、2000 年 6 月に開催された外交会議において、PLT が採択された。その後、10 か国が批准書又は加入書を寄託することにより、2005 年 4 月に同条約が発効した。

b. PLT の加盟国

PLT には、2009 年 12 月時点で 21 か国¹が加盟している。

日米欧三極特許庁を含む主要国・機関の多くは未加盟であるが、EPO は、PLT に準拠した条約改正²を行うなど、PLT 未加盟国・機関においても手続面での国際調和が進んでいる。

我が国においても、PLT との整合に向けた手続面での要件緩和の可能性が検討されている。

②共通出願様式

日米欧三極特許庁は、ユーザーニーズにこたえるため、三極特許庁のいずれにも共通して特許出願することができる共通出願様式の検討を 2005 年に開始した。2006 年から 2007 年にかけて作業部会会合で集中的な議論を行った結果、2007 年 11 月の第 6 回作業部会会合で共通出願様式（明細書における記載項目及びその順序）について最終合意を行い、その内容を三極ウェブサイトで公開した。

共通出願様式に従った出願は、合意されている様式的要件に関しては、三極特許庁のいずれにも受け付けられ、その後の補正を要求されることはない。そのため、出願人が三極

¹ オーストラリア、バーレーン、スイス、デンマーク、エストニア、フィンランド、英国、クロアチア、ハンガリー、キルギス、リヒテンシュタイン、モルドバ、ナイジェリア、オマーン、ルーマニア、ロシア、スウェーデン、スロベニア、スロバキア、ウクライナ、ウズベキスタン

² 改正欧州特許条約（EPC2000）（2007 年 12 月 13 日施行）では、PLT 第 5 条（出願日）との整合性について柔軟に対応するため、出願日の認定要件を条約から規則に移動するとともに、認定要件を緩和している。

特許庁に出願する際の利便性の向上及びコストの削減が期待される。

日本国特許庁は、国内出願、PCT 出願共に 2009 年 1 月から共通出願様式による受付を開始¹し、既に全出願の約 9 割が共通出願様式による出願となるなど、出願人への浸透が進んでおり、米国特許商標庁、欧州特許庁でも共通出願様式による出願が受け付けられている。

また、日米欧の三極特許庁に、中国及び韓国の特許庁を加えた五大特許庁においても検討が開始され、2010 年 1 月には韓国も共通出願様式を採用した。

(3) 制度の実体的な調和に向けた動き

①実体特許法条約

世界知的所有権機関（WIPO）における特許法の実体面についての国際的調和の議論は、米国の先発明主義²への固執により 1991 年開催の外交会議以来中断されていた。

そのような状況の中、2000 年 6 月に PLT が採択されたことを契機として、2000 年 11 月の WIPO 特許法常設委員会（SCP）第 4 回会合において、特許法の実体面における調和についての議論を再開することが合意された。以降、SCP 会合において、実体特許法条約（SPLT）の議論が行われ、WIPO 国際事務局の作成した条約の条文草案に基づき議論された。

制度調和を早期に達成することは、出願人及び各特許庁に利益をもたらすとの考えから、日米欧三極特許庁は、議論項目を先行技術に関連した 4 項目（先行技術の定義、グレースピリオド、新規性、進歩性）に限定し、議論の集中化を図るべきとの合意に達し、2004 年 5 月の第 10 回 SCP 会合及び 2004 年 9 月の WIPO 加盟国総会に、議論項目を 4 項目に限定すべきとする、三極提案を提出した。この提案は、先進国から幅広い支持を集めたものの、発展途上国の賛成が得られず、WIPO における承認を得られなかった。

このような状況を打開し、議論を前進させるべく、2005 年 2 月、制度調和をめぐる議論の進め方につき先進国で共通の見解を持つことを目的として、米国主催による制度調和予備的会合が開催された。これを始まりとして、制度調和に関する先進国会合（B+会合）が定期的に行われることとなった。

2006 年 9 月の B+会合では、各国がそれぞれ妥協する内容の包括妥協案パッケージが提案され、この包括妥協案パッケージに基づいて具体的な条約の条文案作成の作業を進めることが合意された。更に、2007 年 9 月の B+会合では、先願主義等の幾つかの項目を含む、今後の議論の対象となる項目リストが提示されたが³、その後特にグレースピリオド、先使用

¹ ただし、PCT のオンライン出願については、2009 年 4 月から受付を開始した。

² 先に発明した者に特許権を付与する制度。世界で米国のみが採用している。これに対して、先に出願した者に特許権を付与する制度を「先願主義」といい、国際標準となっている。

³ 以下の 9 項目が協議対象項目とされた。

- ・先願主義に移行すること
- ・後願排除効果の基準日を優先日とすること（ヒルマードクトリンの廃止）
- ・グレースピリオド適用の際に宣言は求めず、期間を 12 か月とすること
- ・特許権者と別に独自に発明した者に先使用权を与え、更に各国の裁量で、善意に特許権者の発明を知得してその発明を実施又は実施準備をしていた者にも先使用权を与えることができること
- ・先行技術の定義を統一すること
- ・要約書は秘密先願を構成しないこと
- ・グレースピリオドで救済する公開公報は誤って公開されたものに限定されること
- ・進歩性判断の手法を条約上規定しないこと

権、18 か月公開が争点となり、議論が進展していない。B+会合での議論を継続し、我が国も積極的に参加していく必要がある¹。

a. グレースピリオド²

特許出願の前に、やむを得ずその発明を公表せざるを得ない場合についても、そのことをもって新規性がないとして特許を受けることができないとすることは、発明者にあまりにも酷との考え方にに基づき、我が国を含め各国においてグレースピリオドが設けられている³。

	日本	米国	欧州
期間	出願日より前 6 か月	出願日より前 12 か月	出願日より前 6 か月
開示の態様	・ 刊行物等（自己開示） ・ 本人の意に反する開示	制限なし	・ 博覧会のみ（自己開示） ・ 本人の意に反する開示
公開公報を自己の開示に含めるか	含めない	含める	含めない
宣言	必要	不要	必要

B+会合の議論では、グレースピリオドの要件について、特に米国と欧州の間で対立が生じた。また、2007 年 9 月の B+会合では、今後の議論の対象となる項目リストが提示されたが、欧州の一部の国は、12 か月・宣言不要のグレースピリオド導入には、18 か月での全件公開及び義務的な先使用权のパッケージへの追加が必要としており、議論が膠着している。

b. 先使用权

特許権者の特許出願時以前から、独立して同一内容の発明を完成させ実施（独自実施）していた者が、特許権を無償で実施し事業を継続できるように、我が国を含め各国において、先使用权の規定が設けられている⁴。

米国特許法には、もともと先使用权に関する規定が存在しなかったが、1999 年改正法でビジネス方法に限り先使用权が認められることになった⁵。

¹ 2009 年 9 月の B+会合では、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ（議長）、スイス、チェコ、ドイツ、デンマーク、欧州委員会（EC）、欧州特許庁（EPO）、スペイン、フィンランド、フランス、英国、クロアチア、ハンガリー、世界知的所有権機関（WIPO）、アイルランド、アイスランド、イタリア、日本、韓国、リトアニア、ラトビア、オランダ、ノルウェー、ニュージーランド、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スウェーデン、スロベニア、スロバキア、トルコ、米国（計 35 か国・機関）が参加している（WIPO は、オブザーバー参加）。

² 発明の公表から特許出願するまでに認められる猶予期間。

³ 我が国においては、特許法第 30 条で規定されている。

⁴ 我が国においては、特許法第 79 条で規定されている。

⁵ 米国特許法第 273 条

	日本	米国	欧州
保護対象	独自発明者又は独自発明者から発明を得た実施者を保護	ビジネス方法関連のみ、独自発明者又は独自発明者から発明を得た実施者を保護	独自発明者又は独自発明者から発明を得た実施者だけでなく、発明者から当該発明を善意で得た場合の実施者も保護

B+会合の議論では、出願して特許を受けた発明者が出願前に行った発表等から、善意で発明を知得し実施（知得実施）した第三者に先使用権を認めるかどうか議論の焦点となった。独自実施及び知得実施の両方について第三者に先使用権を認めるべきとする欧州と、それに反対する日米との間で対立が生じた。独自実施のみ第三者に先使用権を認めている我が国と、原則、先使用権の規定がない米国は、各国の現行制度を継続可能とすべきとした。

2006 年 9 月の B+会合で合意された包括的妥協案パッケージには、先使用権について、各国の現行制度の継続を許容する条項が設けられた。2007 年 9 月の B+会合では、独自実施には先使用権を認め、知得実施に先使用権を認めるかは各国の裁量とすることが協議対象項目として提示されたが、その後の 2008 年 6 月に欧州の 9 か国¹が、12 か月・宣言不要のグレースピリオド導入の条件の一つとして義務的な先使用権をパッケージに含めることを主張し、争点の一つとなった。

c. 18 か月公開

早期に出願公開することにより、無駄な重複研究及び重複出願を防止することを目的として、我が国を含め各国において、18 か月公開制度が設けられている²。

米国特許法には、もともと 18 か月公開に関する規定が存在しなかったが、1999 年改正法で規定が設けられた³。ただし、他国に出願されていない米国内出願は、出願人の請求により非公開とできる例外規定が設けられている。

	日本	米国	欧州
出願公開	18 か月全件公開	原則 18 か月で公開。ただし、米国内出願は請求により非公開とできる。	18 か月全件公開

2006 年 9 月の B+会合で合意された包括的妥協案パッケージには、18 か月での全件公開は含まれていない。しかし、その後欧州が、18 か月での全件公開をパッケージに含めることを強硬に主張し、米国がこれに反対している。

2007 年 9 月の B+会合においても、この項目については、欧米間での隔たりが残った。そ

¹ スイス、ドイツ、スペイン、フランス（代表）、アイルランド、イタリア、ポルトガル、スウェーデン、スロバキア

² 我が国においては、特許法第 64 条で規定されている。

³ 米国特許法第 122 条（b）

して、2008 年 9 月の B+会合においては、欧州が 18 か月での全件公開をパッケージに追加することを強硬に主張したのに対し、米国が反対して最大の争点となった。この項目の追加にこだわる欧州に対し、米国は、2006 年に合意されたパッケージを基礎に議論を進めるべきとの立場を取り、議論が進展しなかった。

②米国の特許制度改革

米国は、世界で唯一「先発明主義」を採用する等、特異な制度を有している。そのため、米国の特許制度改革の動向は、制度調和の進展に大きく影響することから、常に注目を集めてきた。そして、我が国は、SCP 会合及び B+会合における制度調和の議論のみならず、米国との二国間協議の場においても、米国の特許制度が国際標準（先願主義、18 か月公開制度等）に移行するよう働きかけてきた¹。

1999 年、米国は、18 か月公開制度の導入を含む特許法改正を行った。しかし、この公開制度には、外国に出願されていない米国出願及び対応外国出願に含まれていない米国出願の内容について、出願人の申請により非公開にできるという例外が設けられた²。

2003 年 10 月に米国連邦取引委員会が、2004 年 4 月に米国科学アカデミーがそれぞれ米国特許制度に対する提言を行った。こうした提言を受けて、米国国内において「最良の特許制度（ベストプラクティス）」を求め、特許法改正の気運が高まった。

そのような状況の中、2005 年 6 月には下院に、2006 年 8 月には上院に、それぞれ特許改革法案が提出された。これらの法案は、「先願主義への移行」や「18 か月での全件公開」を含む抜本的な改正案であった。しかし、数度の公聴会において業界間の対立が顕在化する等、調整が難航し、これらの法案は、2006 年 12 月の第 109 議会終了時に審議未了で廃案となった。

2007 年 4 月、上下両院に同一内容の特許改革法案 2007 が超党派で上程された。そして、2007 年 9 月には、下院本会議で同法案が可決された。同法案には、「先願主義への移行」等に関する条項が含まれていた。しかし、上院に提出された法案は、損害賠償額の算定基準の導入等をめぐって折り合いがつかず、上院本会議で審議が行われなかったため、2009 年 1 月の第 110 議会終了時に審議未了で廃案となった。

2009 年 3 月、第 111 議会において、上下両院に特許改革法案 2009 が超党派で上程され、2009 年 4 月、上院司法委員会を通過した。同法案にも、「先願主義への移行」等に関する条項が含まれている。なお、「先願主義への移行」については、先発表に関する例外規定³が含まれており、また、下院法案には日欧による米国と同様のグレースピリオドの導入を先願主義への移行条件とする規定（いわゆる「トリガー条項」）が存在する。さらに、「18 か月での全件公開」は含まれていない。制度調和の議論の行方を左右する同法案の今後の動

¹ 日米包括経済協議（1993-1994 年）、日米規制緩和対話（1997-2000 年）、日米規制改革イニシアティブ（2001-2009 年）

² 18 か月での全件公開は、1994 年の日米包括経済協議における合意事項。

³ 出願前の 1 年以内に、第三者によって同発明の内容が公知となるか、同内容についての出願がなされた場合であっても、本人が第三者の公表又は出願の前に、同発明を公表していた場合、同発明について新規性を否定されない。

向が注目されている。

(4) 特許分類の調和に向けた動き

①国際特許分類（IPC）に関する協力

IPC は、国際的に統一された特許文献のための分類であり、有効なサーチツールとして特許庁の審査官、出願人、その他の利用者に利用されている。

IPC 第 6 版は、WIPO 国際事務局における工業所有権情報に関する常設委員会の執行調整委員会によって 1989-1994 年に選定された約 200 の改正提案プロジェクトが反映され、1995 年 1 月に発効した。そのときの分類項目数は約 67,000 項目（除くインデキシング専用）となった。また、IPC 第 7 版は 2000 年 1 月に発効し、分類項目数は約 68,000 項目に増加した。このように、IPC 第 7 版以前の IPC はおおむね 5 年に 1 回改正されてきた。

国際特許分類に関するストラスブール協定（1971 年調印、1975 年 10 月 7 日発効）により、加盟国は IPC を特許公報等に表示することが義務づけられている。しかしながら、IPC には、膨大な文献数を持つ大規模庁では、大まかすぎて実質的なサーチが困難である一方、文献数の少ない小規模庁では細かすぎて分類付与負担が大きいという問題点があった。また、5 年に一度の改正では、迅速化する技術の進展に適切に対応したサーチが困難であるとの指摘がなされていた。

このような状況の下、1999 年 3 月の WIPO/IPC 同盟専門家委員会において、IPC の運用の大幅な改良を目的として IPC リフォーム作業部会（IPC Reform Working Group）を設置し、IPC リフォームの検討を開始することが決定された。同時に、IPC 改正を取り扱う作業部会として、IPC 改正作業部会（IPC Revision Working Group）を設置することも決定された。IPC 改正作業部会会合は、1999 年 5 月の第 1 回以降、年 2 回開催され続けている。

さらに、IPC リフォームの検討開始を受けて、日米欧三極特許庁は 2000 年 11 月に、IPC 改正の提案を主な目的として、三極分類調和プロジェクトを開始することで合意した。その後、2001 年 9 月に、T001 から始まるナンバーが付与された三極分類調和プロジェクトが開始された¹。

一方、WIPO の IPC リフォーム作業部会では、IPC の運用の改良について詳細に検討が重ねられた。その後、IPC リフォーム²の結果が反映された IPC 第 8 版は、当初、2005 年 1 月の発効を予定していたが、IPC の運用の変更に伴う各庁の準備のため 1 年延期され、2006 年 1 月に発効した。

IPC の運用の大幅な改正を目的に実施された IPC リフォームであったが、更なる改良が必要となり、2009 年 3 月に開催された WIPO/IPC 同盟専門家委員会において、新しい IPC の改正と発行（publication）の手順が決定された³。また、2008 年 10 月には、五庁協力に基づく分類調和の取組として、「共通ハイブリッド分類」に関するプロジェクトがスタートした⁴。

¹ 第 2 章第 2 節 1. (4) ②参照。

² 第 2 章第 2 節 1. (4) ①a. 参照。

³ 第 2 章第 2 節 1. (4) ①c. 参照。

⁴ 第 2 章第 2 節 1. (4) ③参照。

a. IPC リフォームの概要

ア) 二層構造化

IPC は詳細な分類展開を含む「アドバンストレベル」と、詳細な分類展開を省略した「コアレベル」に二層構造化された。文献数が多く、先行技術文献調査に詳細な分類を必要とする多くの特許庁が、「アドバンストレベル」を採用していた（2009 年度末の分類項目数約 70,000）。「アドバンストレベル」は、技術の発展に柔軟に対応するため、四半期に一度改正が可能とされていた。

一方、それ以外の特許庁は「コアレベル」を採用していた。「コアレベル」は原則 3 年ごとに改正され、項目数は「アドバンストレベル」の約 3 割に絞り込まれていた。

イ) 既発行文献の最新版 IPC による再分類

第 7 版以前の IPC では、改正の際に既発行の特許文献を改正後の IPC で再分類していなかった。第 8 版以降では、改正の際に既発行の PCT 最小限資料を最新版の IPC で再分類することが決定され、最新版の IPC のみで PCT 最小限資料のサーチが可能となった¹。

ウ) 分類付与ルールの見直し

従来、分類付与ルールは、IPC 全体の中から最も適当な付与個所を探すというベストフィットルールが基本となっていた。IPC 第 8 版では、新たなルールとして、より分類付与の手順を明確化した一般ルール²が導入された。また、分類の配列が標準配列に従うことを前提として、一般ルールに従う分類付与手順を単純化したファーストプレイス優先ルール³も導入された。IPC 第 8 版以降では、IPC 改正を行う際には、原則として標準配列に従って分類項目を並べ、ファーストプレイス優先ルールを採用するよう定められている。

エ) 分類改正の検討体制

IPC アドバンストレベルの改正は特別小委員会（IPC Special Subcommittee for the Advanced Level）⁴で議論され、IPC コアレベルは IPC 改正作業部会で議論されることとなった。

¹ WIPO/IPC 同盟専門家委員会の決定により、再分類の完了を待つことなく発効することもある。

² 同一階層のグループでは、より複雑な事項に関するグループがより優先するというルール。技術内容に合致する最も複雑な分類箇所を選択するという手順を、各階層ごとに上位階層から下位階層へと適用する。

³ 各階層ごとに分類表を上から順に参照し、当該発明を適切に表現すると思われるグループが最初に見つかった時点で、これをこの階層における最適項目と見なす分類付与ルール。この手法を各階層ごとに上位階層から下位階層へと繰り返すことにより、付与すべき分類が特定される。分類表が標準配列（同一階層のグループの並べ方を、より複雑な事項に関するグループが分類表のより前方になるようにした配列）になっていることを前提としている。

⁴ IPC アドバンストレベルを改正するための組織として、WIPO/IPC 同盟専門家委員会の下に設けられた委員会。構成メンバーは PCT 最小限資料の再解析負担が 20%を超える特許庁（JP0、EP0、USPT0 が該当した。）と国際事務局であった。

b. IPC リフォームに基づくその後の IPC 改正

上述したようにアドバンストレベルでは、技術の発展に柔軟に対応した改正を行っており、これまで、以下の表のような新しいバージョンのアドバンストレベル分類が発効された。また、コアレベル分類は、2009 年及び 2010 年に発効した。

【2010 年までに発効したアドバンストレベル分類】

発効年月	IPC	分野
2007 年 1 月	A62D	化学的手段による有害化学物質の処理
	H02M	インバータ装置
2007 年 10 月	B60K	ハイブリッド自動車
2008 年 1 月	H04H	放送分配方式
2008 年 4 月	G05G	ペダル
2009 年 1 月	H04W	無線通信
2010 年 1 月	B62M9, 23	自転車用変速装置, 補助電動機付き自転車
	F16H	静圧形流体伝動装置
	G01Q	走査プローブ技術による核表面構造の調査分析
	G01S	GPS
	H01L33	発光素子
	H01M	リチウムイオン電池

c. 新しい IPC の改正と発行の手順

小規模特許庁のために用意された IPC コアレベルではあったが、サーチの利便性が低い等の事情により、結果的に世界の大多数の特許庁が IPC アドバンストレベルを使用することとなり、IPC コアレベルの利用率は低かった。また、二層構造化により、2 つのレベルを持つ分類の複雑性、独立した改正サイクル、異なる改正手順などによる弊害も発生した。

このような状況の下、2008 年 2 月の WIPO/IPC 同盟専門家委員会において、特別小委員会の構成の再検討が決定された。そして、IPC 改正手順の能率向上のための議論を重ねた結果、以下の事項が決定された。

ア) コアレベル・アドバンストレベルの一本化

コアレベルとアドバンストレベルが一本化され、将来的には現行のアドバンストレベルに相当する 1 つの分類表のみを維持・発行していくことが決定された。これに伴い、2011 年 1 月より「アドバンストレベル」及び「コアレベル」という用語は廃止される。

イ) IPC 改正周期について

コアレベル及びアドバンストレベルの両者について、IPC 改正周期を当面年 1 回（毎年 1 月 1 日）とし、今後、年 2 回の改正とするか否かを検討することとなった。

ウ) IPC 改正の検討組織の一本化

アドバンストレベル改正プロジェクト及びコアレベル改正プロジェクトは、当面、現行の IPC 改正作業部会において議論されることとなった。

②三極分類調和の動き

日米欧三極特許庁は三極分類調和プロジェクトの開始以降、IPC アドバンストレベルとして採用することを念頭に分類調和の作業を進めてきている。IPC アドバンストレベルの改正は、日米欧の三極と WIPO がメンバーである特別小委員会で議論されることとなり、実質的には三極特許庁によって進められていた。

2009 年 3 月の WIPO/IPC 同盟専門家委員会では、IPC 改正の検討組織を IPC 改正作業部会に一本化することが決定されたが、同時に、IPC 改正作業部会では、三極分類調和プロジェクトからの提案及び下記③の五庁のプロジェクトからの提案を優先的に扱うことも決定された。そのため、その後も三極分類調和プロジェクトが IPC 改正の大きな推進力となっている。

2009 年度末までに約 80 の分野において分類調和プロジェクトの検討が行われてきており、幾つかの分野においては、既に IPC 化に向けた議論が進行中であるか、IPC アドバンストレベルとして発効済みである。

また、分類調和プロジェクトの議論を加速させるため、2005 年度から、日米欧三極特許庁の審査官が集まって分類調和について議論する審査官分類協議を開始している。

③五庁協力に基づく分類調和の動き

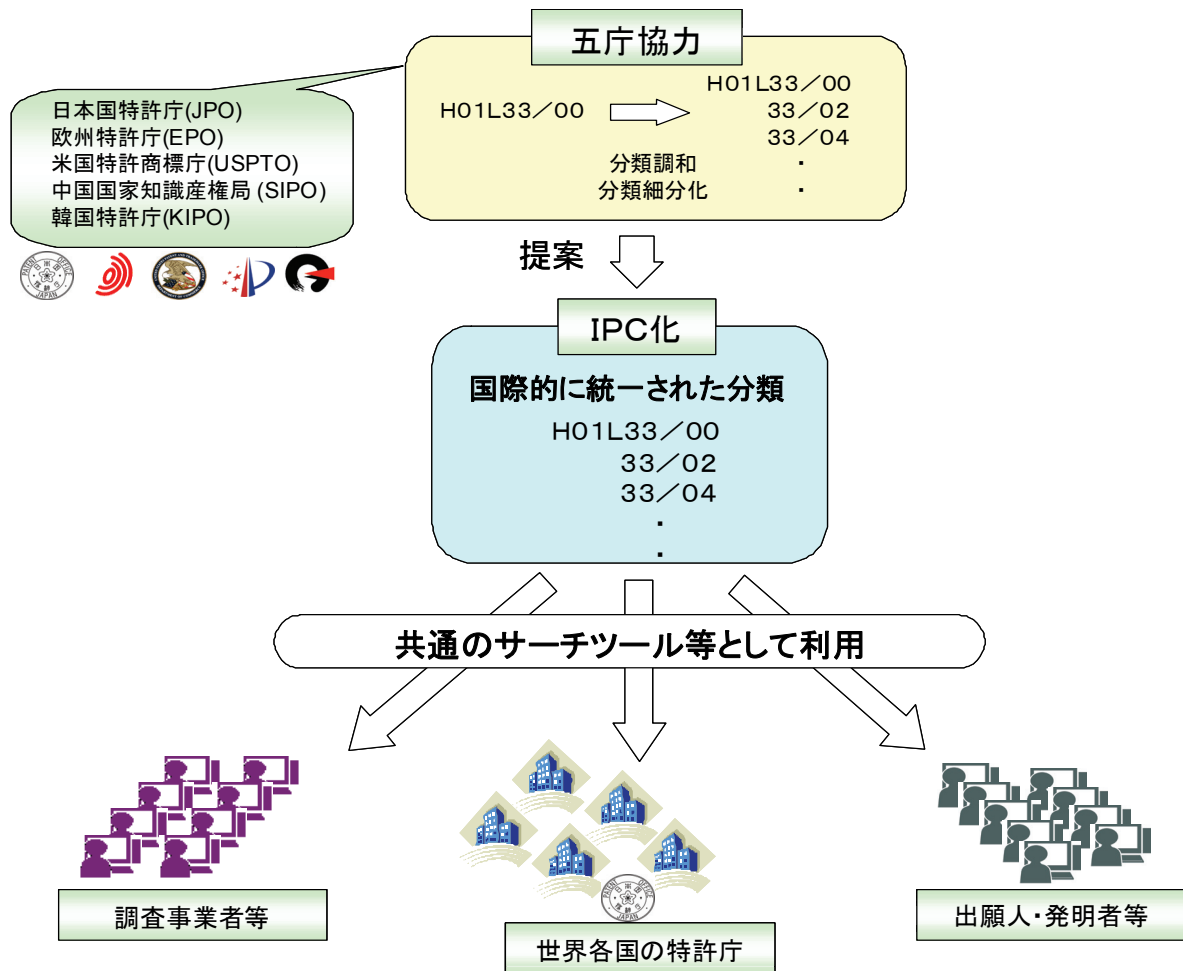
2008 年 10 月に韓国・済州島で開催された第 2 回五大特許庁長官会合¹において、五庁（日米欧中韓の 5 か国・地域の特許庁）の長官は一層のワークシェアリング促進に向けて、10 の基礎プロジェクトに協力して取り組んでいくことに合意した。分類調和に関しても、10 の基礎プロジェクトの一つとして、EPO が担当庁の「共通ハイブリッド分類²」というプロジェクトが進められることとなった。

この共通ハイブリッド分類を含めた分類調和のための五庁協力の実施を目的とした五庁分類作業部会が組織され、第 1 回の作業部会が、2009 年 6 月 8-9 日に開催された。その後、年 2 回のペースで作業部会が開催されている。

¹ http://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai2/godai_kaigou2008.htm

² 五庁協力により共通の分類を作成し、IPC 化をすすめるプロジェクト。

【分類調和のイメージ】



(資料) 特許庁作成

2. 意匠制度の調和に向けた動き

経済のグローバル化が進展し、国際的な企業間競争も激しさを増すにしたい、魅力あるデザインの活用を促進することは企業にとって重要になっている。また、情報通信技術の発展に伴い、製品のデザインを発表すると同時にその情報が世界中に広がり得る状況にあるため、創作されたデザインを迅速かつ的確に保護することがますます重要になっている。しかしながら、デザイン保護の中心的役割を担う意匠制度は、各国毎に手続が大きく異なっているため、他国での意匠権取得が企業にとって大きな負担となっている。

このため、企業のより活発な国際展開を支援するためには、各国で適切に意匠権が保護される環境を整えることが必要不可欠であり、制度を調和させることにより権利を取得するための負担を減らすことが重要である。

そこで、我が国では、これまでに WIPO 及び、二国間、多国間における会合等で、意匠制度の調和についても積極的に取り組んできている。

(1) 制度の調和に向けた国際的な動き

WIPO に設置された商標・意匠・地理的表示の法律に関する常設委員会（SCT）には、意匠の実体審査国、無審査国あわせて約 70 か国が参加している。

市場のグローバル化に伴い、複数国において製品を販売する企業も多く、各国における意匠権の取得に関心が高まっていることから、2006 年より、各国間における意匠制度の手続要件の調和に関する議論が開始された。まずは各国の意匠制度に関する情報交換を目的とした会合が 2006 年 11 月に開かれ、その後、今後の議論の方向性を探ることを目的として、WIPO 国際事務局から各国の方式要件に関する具体的な質問票が提示され、この質問票に対する各国の回答をベースとして、各国の意匠制度に共通する要素についての議論が重ねられている。2010 年 6 月末に行われた第 23 回会合では、それまでに検討された項目が「収束可能な分野」、「共通する動向がみられる分野」、「現時点で共通する動向がみられない分野」の 3 段階に整理され、今後の検討方向が議論された。具体的な検討項目は以下のとおりである。

①収束可能な分野

- ・意匠の図面・写真等による再現形式
- ・願書に添付すべき図面・写真等の再現物の数
- ・意匠の特定に必要な図数及び種類、特定が困難な場合の追加等
- ・出願時に通常必要とされる願書の書誌事項
- ・創作者の名義で出願することが要求されている場合の方式要件
- ・出願を分割した場合の出願日の認定
- ・提出物の送付手段

②共通する動向がみられる分野

- ・出願日を付与するための要件
- ・公表の繰延べと秘密意匠
- ・意匠を開示した場合におけるグレースピリオドの適用
- ・保護期間の更新方法
- ・手続上の行為可能期間を遵守できなかった場合に対する救済措置

③現時点で共通する動向がみられない分野

- ・見本による出願

(2) 制度の実体的な調和に向けた動き

①意匠の国際登録に関するヘーグ協定

ヘーグ協定は、複数国において意匠登録を行う際に必要となる手続の簡素化及びそれに伴う経費の節減効果を目的とした、意匠の登録・寄託に関する国際的制度を構築する条約であり、WIPO により管理・運営されている。

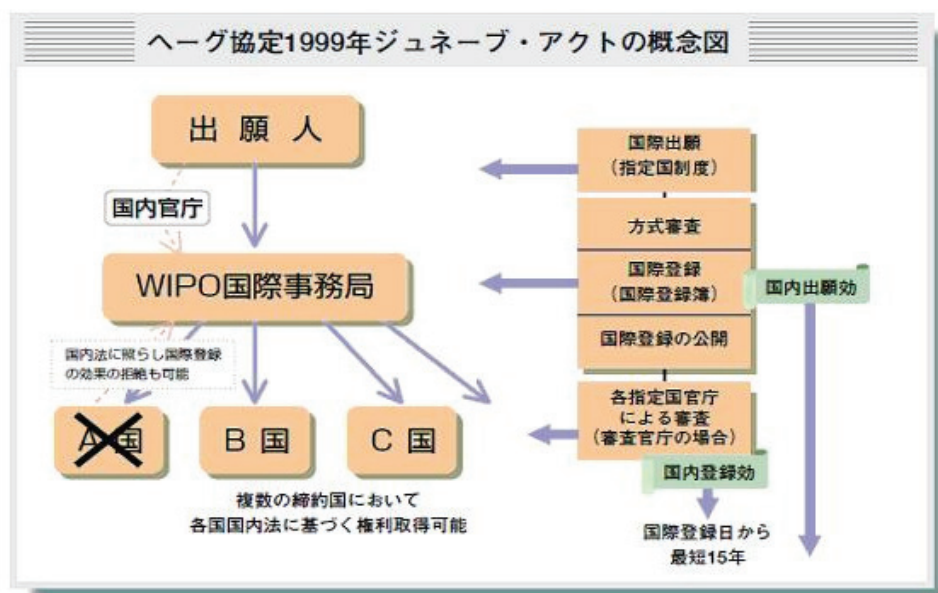
ヘーグ協定は、WIPO に意匠を寄託することにより加盟国における保護が受けられる制度とした「1934 年ロンドン・アクト（2009 年 12 月時点の加盟国数は 14、このアクトは 2010 年 1 月以降凍結され、新規の寄託の受付を停止した）」、指定締約国制度を導入し、各指定国に国際登録の効果の拒絶を認めた「1960 年ヘーグ・アクト（2009 年 12 月時点の加盟国数は 34）」、及びこれら 2 つのアクトの問題点を克服し、実体審査国及び国際機関の加盟促進を目的とした「1999 年ジュネーブ・アクト（2009 年 12 月時点の加盟国数は 36）」の 3 つの改正協定（アクト）が存在する。

ジュネーブ・アクトは、1991 年 4 月以降、「意匠の国際登録に関するヘーグ協定の発展についての専門家委員会」の場で年 1 回、合計 7 回検討が行われ、その後、1999 年 6 月 16 日-7 月 6 日、スイス国ジュネーブ CIG（ジュネーブ国際会議センター）において開催された「意匠の国際登録に関するヘーグ協定新アクト採択のための外交会議」において、7 月 2 日に採択された。

実体審査国の加盟の促進、及び EU 等政府間機関の加盟国としての取り込みを視野に入れ、ヘーグ・アクト以前の問題であった、指定国に認められる拒絶通報期間が短いこと、EU のような政府間機関が締約国となれないこと等を解決するとともに、意匠の単一性要件などの各国の独自要件を大幅に認めたものであり、2003 年 12 月に発効した。

なお、我が国は、2010 年 3 月末時点ではヘーグ協定のいずれのアクトにも加盟していない。

【ヘーグ協定 1999 年ジュネーブ・アクトの概要】



(資料) 特許庁作成

②二国間での取組

a. 日中審判会合（意匠）

2004 年 11 月に行われた第 11 回日中特許庁長官会合において、両国特許庁の交流をより強化するために、我が国特許庁の審査・審判部と中国国家知識産権局専利復審委員会（審

判部に相当)との会合を意匠分野から開始することに合意した。これを受け、2005年8月に日本で第1回日中審判会合(意匠)を開催した。

2009年12月には東京において第5回日中審判会合(意匠)を開催し、意匠制度に関する両国の審査・審判実務の運用について情報交換を行うとともに、中国第三次改正専利法施行後の意匠審査運用について情報収集を行った。

b. 日韓意匠専門家会合

我が国と韓国の意匠制度の相互理解、及び審査手法等に関する情報交換を目的として、2001年に第1回日韓意匠専門家会合を開催して以来、毎年1回専門家会合を開催している。

2010年2月には東京において、第9回日韓意匠専門家会合を開催し、両国の意匠登録制度の近況、審査運用等について意見交換を行うとともに、近年の韓国における制度改正について情報収集を行った。

c. 日欧意匠審査官会合

2003年4月1日から欧州共同体意匠規則に基づく意匠登録業務が欧州共同体商標意匠庁(OHIM)で開始されており、我が国特許庁とOHIMとは同年から日欧意匠審査官会合を開催している。

2009年11月に東京において第5回日欧意匠審査官会合を開催し、意匠審査運用等に関する意見交換を行うとともに、OHIMとEU加盟国内裁判所との交流について情報収集を行った。

d. ベトナム国家知的財産権庁(NOIP)への審査協力

発展途上国における意匠実体審査の処理促進の支援の一環として、2002年9月以降、日本及びベトナムの両国に共通して出願された意匠登録出願について、日本における対応出願の審査結果(登録がなされた出願についてののみ)をNOIPに対して提供する協力を行っている。

(3) 意匠分類の調和に向けた動き

ロカルノ協定はWIPOにより管理される、意匠の国際分類に関する条約である(1971年発効/2009年1月の加盟国数は49)。ロカルノ協定に基づく意匠の国際分類は32のクラスと223のサブクラスで構成され、各国知的財産権庁、WIPO国際事務局等によって用いられている。ロカルノ分類は、一般的な情報整理ツールとして作成されており、意匠の実体審査を行うために作成された我が国の日本意匠分類とは構成が異なっている。

現行のロカルノ分類は第9版(2009年1月1日から使用)である。第9版では、グラフィックシンボルやロゴなどの画像の意匠に関する新たなクラス「class32 (graphic symbols, logos, surface patterns and ornaments)」が新設された。

我が国はロカルノ協定には加盟していないものの、日本意匠分類とロカルノ分類のコンコードダンス表を作成しており、また、我が国意匠公報を審査資料とする発展途上国への協

力や国際調和のために、我が国の意匠公報にロカルノ分類を併記している。

3. 商標制度の調和に向けた動き

経済のグローバル化が進展し、国際的な企業競争が激しさを増す中、高い価値を有する国際的なブランドの確立及びそれらの保護を、商標制度を活用して積極的に、かつ、迅速に行うことがますます重要になってきている。しかしながら、国ごとに商標制度が異なる上に商標取得手続は原則国ごとに行う必要があるため、国際的な事業活動を行う企業にとっては負担となっている。

このような中、企業の国際展開を支援するためには、世界各国で安定した商標権を速やかに取得でき、適切に保護されるような環境を整えることが不可欠であるとの視点から、WIPO及び日米欧三極（JP0、USPTO及びOHIM）等の多国間での取組を通じて、各国の商標制度の調和及び手続の簡素化を推進している。

（1）手続の調和に向けた動き

①商標法条約（TLT）

WIPOがその事業計画（1988-1989年）に商標に関するハーモナイゼーション条約案の検討を取り上げたことを契機として、同条約案の検討を行うための各国政府の専門家委員会を設置した。

専門家委員会の第1回会合（1989年11-12月開催）及び第2回会合（1990年6月開催）における議論では、標章の定義、拒絶理由、審査期間などの、実体的な内容に関する条文が起草されていたが、各国代表団によるコンセンサスを得るまでには至らなかった。その後、「商標に関する行政手続の調和及び簡素化は緊急を要するもの」とのユーザー団体からの要請も踏まえて、第3回会合（1992年6月）から第6回会合（1993年11-12月）まで、手続の調和及び簡素化の具体的な検討が行われ、1994年10月にジュネーブのWIPO本部において、「商標法条約の締結のための外交会議」が開催され、利用者の利便性の向上（ユーザーフレンドリー）の観点から、各国の商標制度の手続面の簡素化及び調和を図ることを目的としたTLTが採択され、1996年8月1日に発効した。

同条約は25か条の規定並びに細則を定めた商標法条約に基づく規則及びその一部であるモデル国際様式からなる。本条約の主な内容は、一出願多区分制の導入、多件一通方式の採用、願書・申請書の記載事項及び各種証明提出の簡素化、出願人の業務記載の禁止、更新時の実体審査及び使用チェックの禁止、サービスマーク登録の義務づけなどである。

我が国は、1997年4月1日に商標法条約に加入した。2010年4月1日時点で、締約国数は45か国である。

②シンガポール条約

2002年よりSCTにおいて、1996年に発効した商標法条約の改正に関する議論が開始された。改正の目的は、電子出願の普及等技術の急速な発展への対応を図ること、手続面の更

なる簡素化・調和を促進すること、規則レベルの修正については外交会議を招集することなく総会で修正できるよう一連の管理・最終規定を整備することであった。

2006年3月、改正 TLT を採択するための外交会議が、シンガポールで開催され、改正 TLT は「商標法に関するシンガポール条約」（シンガポール条約）として、2006年3月27日に採択され、2009年3月16日に発効した。

シンガポール条約は、基本的に商標法条約の内容を取り込んだ上で、現行の商標法条約から独立したものとなり、（i）出願手続の多様化への対応（書面による出願に加え、電子的手段による出願にも対応）、（ii）商標出願手続の更なる簡素化及び調和（商標ライセンス（使用权）等の登録手続の共通化）、（iii）商標出願に関連する手続の期間を守れなかった場合の救済措置などが加えられた。

シンガポール条約の締約国数は、2010年4月1日時点で、19か国である。我が国は未だ加入していない。

③商標・意匠・地理的表示の法律に関する常設委員会

WIPO に設置された商標・意匠・地理的表示の法律に関する議論を行うための常設委員会である SCT では、第1回会合（1998年7月開催）から第6回会合（2001年3月開催）にかけて、周知商標、商標ライセンス及びインターネット上における商標及びその他の標識に係る産業財産権の保護等についての検討がなされ、1999年の WIPO 加盟国総会及びパリ条約同盟総会において「周知商標の保護に関する規則」、2000年に「商標ライセンスに関する規則」、2001年に「インターネット上における商標及びその他の標識に係る工業所有権の保護に関する規則」がそれぞれ共同勧告として採択された。

その後の SCT においては、TLT の改正が議論され、第14回会合（2005年4月）の最終議論を経て、2006年3月の改正商標法条約を採択するための外交会議が開催された¹。

第15回会合（2006年11月）から第19回会合（2008年7月）までの会合においては、「非伝統的商標（動き、音等の新しいタイプの商標）の表示方法」、「商標異議申立手続」等について議論が行われ、第20回会合（2008年12月）において、「非伝統的商標の表示方法」及び「商標異議申立手続」に関する収束の範囲（「収束の範囲」とは、各国の法制度やその運用に関して共通する考え方等を取りまとめたもの。）がそれぞれ採択された。

第21回会合（2009年6月開催）及び第22回会合（2009年11月開催）においては、「全てのタイプの標章に関する拒絶理由」、「証明商標及び団体商標の登録に関する技術的及び手続的側面」及び「パリ条約6条の3（国の紋章等の保護）」等について議論が行われた。

(2) 制度の実体的な調和に向けた動き

「標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書」（マドリッド協定議定書）は、「標章の国際登録に関するマドリッド協定」（1891年4月制定）に基づく商標の国際登録制度を

¹ 第2章第2節3.（1）②参照。

修正・補完する制度として1989年6月に採択された。マドリッド協定議定書は、審査主義国を含む、より多くの国が参加できる制度であり、一度の手続で複数国において権利の取得が可能となることを目的としている。1995年12月に発効し、翌1996年4月から制度運営が開始されている。

我が国においては、1999年5月にマドリッド協定議定書に関連した商標法改正を行い、1999年12月にWIPO国際事務局長に加入書を寄託し、2000年3月14日に発効した。

標章の国際登録に関するマドリッド協定並びに議定書（マドリッドシステム）については、2005年よりマドリッド協定議定書の発効から10年経過時に規定の見直しを行うことを目的としたWIPOマドリッドシステムの法的発展に関するアドホック作業部会（以下「作業部会」という。なお、第5回会合より会議名称から「アドホック」の文字が取れ、「マドリッドシステムの法的発展に関する作業部会」となった。）が、これまで7回開催された。

第2回作業部会（2006年6月）においては、拒絶手続の見直し、マドリッド協定と同協定議定書の双方により拘束される国相互間の関係において協定が適用される規定（議定書第9条6（1）「セーフガード条項」）に関する見直し、マドリッド制度に基づく言語制度及び一部共通規則の修正、並びにマドリッドシステムの将来等に関する議論が行われ、その結果が2006年9月に行われたマドリッド同盟総会に報告された。

第3回作業部会（2007年1月）においては、セーフガード条項の見直しを検討し、マドリッド制度の簡素化と統一化を図ること、制度上の国内登録の国際登録への代替に関する各国運用の国際調和及びマドリッド制度の将来に関する議論が行われた。

第4回作業部会（2007年5月）においては、セーフガード条項の見直しに係る具体的な条文・規則案及びマドリッド制度の将来に関して議論された。この結果は、2007年9月に行われたマドリッド同盟総会に報告された。

第5回作業部会（2008年5月）においては、共通規則の改正案についての検討（保護認容声明の送付義務化）、また、マドリッドシステムの将来構想の議題の中で、基礎要件（本国に登録（出願）されている商標と同一なもののみ国際出願できる。）の緩和及び撤廃に関する議論が行われた。保護認容声明の送付義務化については、2008年9月に行われたマドリッド同盟総会で採択された。

第6回作業部会（2008年11月）においては、第5回会合に引き続き、基礎要件の緩和及び撤廃に関する議論が行われ、第7回作業部会（2009年7月）においては、出願言語の追加、スイス提案（国際登録の分割）に関する議論が行われた。

（3）商品及びサービス分類の調和に向けた動き

①標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定への我が国の加入

我が国は産業財産権の国際的ハーモナイゼーションの一環として、ニース協定（ジュネーブ改正協定）に加入することとし、1989年11月17日に加入書を寄託し、1990年2月20日に加入の効力が生じた。

当初、我が国は、国際分類への理解と習熟を深めるため、国際分類を副次的体系として使用していたが、サービスマーク登録制度が導入された1992年4月1日からは、これを主た

る体系としての使用に移行した。

②経緯等

商標及びサービスマークの保護と登録制度は密接な関係を有しているところ、多数の国への登録出願を容易にするためには登録のために用いられる商品及びサービスの分類を国際的に統一する必要があった。

商品に関する国際分類創設の必要性は、既に1883年のパリ条約採択直後より唱えられ、1957年6月にニースで開催された外交会議において、「商標が使用される商品及びサービスの国際分類に関するニース協定」が採択された（同協定は、1961年4月に発効。1963年には同協定に基づきサービスに関する国際分類を追加）。

その後、1967年7月、WIPO設立条約の作成に伴い、同盟の管理機構の近代化を図るため、（i）総会の創設、（ii）財政制度の弾力化、（iii）管理規定の修正手続の新設、を主たる内容とする改正協定（ストックホルム改正協定）が採択された。この改正の際に、協定の名称が、「標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定」へ変更された。

また、1977年5月、国際分類の修正手続、専門家委員会及び協定の言語に関する規定等の改善を図るために、新たな改正協定（ジュネーブ改正協定）が採択された（同協定は1979年2月に発効）。

2010年1月時点で、このニース協定を批准又はこの協定に加入している国は、83か国である。

③ニース協定の概要

- ・締約国は特別の同盟（ニース同盟）を形成し、標章の登録のための商品及びサービスの共通の分類（国際分類）を採用する。
- ・同盟国は、標章の登録に係る刊行物等に国際分類の類番号を表示しなければならないが、国際分類を「主たる体系」として使用するか、「副次的な体系」として使用するかは任意である。
- ・産業の発展、技術革新等に伴う新商品・サービスの出現に対処し得るよう、国際分類を常に最新のものとし完全を期すために、分類の変更を担当する専門家委員会を設置する。国際分類の変更は、専門家委員会において、決定する。
- ・同盟国はニース協定の分担金の支払義務を有する。

④国際分類

- ・国際分類は、上記ニース協定に規定する標章の登録のための商品及びサービスに関する国際的に共通な分類であり、正文は、英語及びフランス語である。
- ・国際分類は、その類に属する商品又はサービスの概要を示す類別表（注釈が付されている場合には、その注釈を含む。）及び、商品・サービスのアルファベット順の一覧表から成っている。類別表は、商品のために第1類から第34類まで、サービスのために第35類か

ら第45類までである。

⑤国際分類の改訂

国際分類の改訂は、専門家委員会によって設置された準備作業部会での検討後、専門家委員会の決定を経て行われる。国際分類は、これまでに数次改訂されており、1963年に商品に関する34分類及びサービスに関する8分類からなる42類の構成で初版が発行された。その後、1982年には、一般的注釈、類見出し、注釈についての修正が行われ、1990年には、ほかの言語のアルファベット順一覧表でも、ユーザーが同じ商品又はサービスの表示を見付けることができるように、アルファベット順一覧表上の各商品及び各サービスの表示ごとに固有番号が付与された。さらに、2000年には、サービスに関する分類について新たに第43類から第45類の3分類が追加され、2002年1月1日発効の第8版から45分類の構成となっている。

2010年3月時点では、2007年1月1日に発効した第9版が使用されている。第9版から第10版への改訂作業のため、第26回準備作業部会（2007年11月開催）、第27回準備作業部会（2008年10月開催）及び第28回準備作業部会（2009年11月開催）が開催され、そこで採択された提案は、第21会期専門家委員会（2010年11月予定）において決定される。2010年3月時点で、次回改訂は、2012年1月1日が予定されている。